

弓道競技規則(案)

公益財団法人 全日本弓道連盟

目 次

第 1 章 総 則		ページ	第 3 章 遠 的 競 技		ページ
第1条	目的			第36条	
第2条	適用		第37条	遠的射場の規定	
第3条	規則の特例		第38条	遠的・的の規定	
第4条	遵守義務		第39条	遠的・的の設置	
第5条	役員の構成		第40条	遠的・的中制の的	
第6条	競技役員の義務		第41条	遠的・得点制の的	
第7条	競技委員長の任務		第42条	遠的・得点数値	
第8条	運行委員長の任務		第43条	遠的・的中の判定	
第9条	審判委員長の任務		第44条	遠的・的中制の順位	
第10条	射場審判委員の任務		第45条	遠的・得点制の順位	
第11条	採点審判委員の任務		第 4 章 禁止事項および罰則		
第12条	的前審判委員の任務		第46条	禁止事項	
第13条	資格審判委員の任務		第47条	有効・無効	
第14条	競技内容と方法		第48条	失 権	
第15条	競技の種目		第49条	失 格	
第16条	競技の種類		第50条	異議の申立	
第17条	競技の種別		第51条	異議の上申	
第18条	選手変更		第52条	危険防止	
第19条	選手交代		第53条	雑 則	
第20条	競技の内容		別 紙		
第21条	競技の方法		22条①	競技の間合（坐射3人立）	
第22条	行射と運行の方法		22条②	競技の間合（立射3人立）	
第23条	制限時間		22条③	四つ矢のさばき方	
第24条	記録標記		25条	弓具図解	
第25条	弓具の規定		付 錄	用語の解説・読み方	
第26条	服装の規定		昭和24年9月1日 制定		
第 2 章 近 的 競 技		ページ	昭和28年9月15日 改訂		
第27条	近的競技の内容		昭和43年7月10日 改訂		
第28条	近的射場の規定		昭和53年9月20日 改訂		
第29条	近的・的の規定		昭和60年4月1日 改訂		
第30条	近的・的の設置		平成3年6月27日 改訂		
第31条	近的・的中制の的		平成12年4月1日 改訂		
第32条	近的・採点制の的		平成〇年〇月〇日 改定		
第33条	近的・的中の判定				
第34条	近的・的中制の順位				
第35条	近的・採点制の順位				

第1章 総則	補足説明
第1条 【目的】 1) この弓道競技規則（以下「本規則」という）は、公益財団法人全日本弓道連盟（以下「全弓連」という）ならびに全弓連に加盟する各都道府県弓道連盟・各ブロック連合会（地方連盟=以下「地連」という）の主催・主管する競技が、安全・円滑かつ公正公平に運営されることを目的として制定する。	
第2条 【適用】 1) 本規則は、全弓連ならびに地連の主催・主管する競技に適用する。	2 * 本規則は全弓連および地連の主催・主管する競技には必ず適用する。強制適用であるから要項に「全日本弓道連盟弓道競技規則」によると断る必要はない。 * 本規則に規定する個々の名称は、全弓連が発行する「弓道教本」などに使用する固有の名称と同意と解する。
第3条 【規則の特例】 1) 大会の諸条件により、本規則によりがたい場合や明示されていない事項については、特別の規則を設定することができる。ただし、本規則の精神を逸脱してはならない。 2) 特別の規則を設定する場合は、大会要項に明記するか、競技開始にあたり競技委員長が説明するなどして、事前に周知しなければならない。 3) 怪我・障碍・身体状況などで本規則によりがたい選手は、事前に（開会式まで）申請し許可を得る。申請に対し、状況を考慮し裁定する。	3 * 全弓連または地連以外の者が大会を開催する場合は本規則には強制されない。したがって本規則による場合は、「全日本弓道連盟弓道競技規則」によるとか、または、これに準ずるということを要項に明示または宣言しなければならない。 * 地方性、親睦性により本規則により難い場合といえども、日本固有の「伝統的文化・精神的文化である弓道」を通じ、安全・円滑かつ公正公平に運営すること。
第4条 【遵守義務】 1) 弓道競技規則を適用する競技に関する選手・監督・役員は、本規則を守らなければならない。	4 * 競技規則の制定は、選手に対するルールであるとともに競技が無事に運行されることを目的としたものである。 * 役員の中には、弓道の経験者もいれば未経験者もいる。弓道の心得がないといえども競技を無事終了させる義務がある。 * 経験者の中には審査・演武・競技を混同している者や、競技方法は年々改正されていくにもかかわらず、自分で是熟知していると思いこんでいる者が案外多い。したがって役員には高齢者および長年の弓道経験者であるが故に委嘱すべきではない。
第5条 【役員の構成】 1) 大会（競技会）においては、大会役員と競技役員を基本的に区別して構成する。（役員構成組織図は、弓道競技運営要領参照） 2) 大会会長のもとに必要な機関を設置して運営にあたる。 3) 競技には、競技委員長のもとに審判委員長および運行委員長をおき、業務により分担委員をおいてそれぞれ責任者を決める。 4) 必要に応じ、各分担業務に補助員をおくことができる。	5 * 競技が円滑に運営されるためには、各役員が業務を分担して、責任を果たすことが必要である。 * 大会会長の任務 1) 大会の総責任者 * 総務委員長の任務 1) 大会の運営全般に関する総括業務。 2) 庶務・準備・設営・涉外・審判会議・監督会議 ・式典・表彰などの計画立案と執行。 3) 競技委員長と連携して、大会を運営。
第6条 【競技役員の義務】 1) 競技役員は、本規則を熟知し、運営に専念する。 2) 競技役員は、原則として当該競技会の選手を兼ねることはできない。	6 * 競技役員は競技の運営に専念し、競技の遂行に万全を期する努力をしなければならない。 しかしながら、競技の性格によっては運営に支障のない限り、選手を兼ねることができる。
第7条 【競技委員長の任務】 1) 競技の執行全般に関する総括業務。 2) 総務委員長と連携して、競技を執行。 3) 大会成績の最終確認。	7 補足なし
第8条 【運行委員長の任務】 1) 射場・的前・場外に関する業務の統括。 2) 競技の運行責任者であり、競技運行を円滑に執行。 3) 各分担業務の理解と徹底および連携方法の調整。 4) 競技開始時は、各係に準備を指示。その後、役員着席・射場・的前の準備完了を確認。 5) 荒天候時などの措置については、綿密な計画を立て、全員に明確な伝達。	8 補足なし

第9条 【審判委員長の任務】 1)射場・採点・的前・資格（弓具）の審判に関する総括業務。 2)競技審判は、「本規則」によって執行。 3)審判上の責任者であり、競技に対して公正公平で、かつ適切な判定をくだす。 4)審判上の問題は、担当審判委員が協議→審判委員長が決定→競技委員長に報告。	9 補足なし
第10条 【射場審判委員の任務】 1)射場（矢道を含む）での審判を行う。 2)安全確認および選手の行射位置・行射の有効・無効・失権・失格などを判定。 3)行射停止が必要であると判断した場合は、これを宣言し停止させる。	10 *射場で生じる問題は主として選手の行為・失・禁止事項・急病などと矢道で生じる事故である。
第11条 【採点審判委員の任務】 1)行射の採点審判を行う。 2)行射の射法射技・射品射格・体配・心気・的中などを採点。 (大会の審判規定による) 3)射場審判委員も兼ねる。	11 *採点審判委員には、迅速かつ正確に判定できる者を5名以上選任する。
第12条 【的前審判委員の任務】 1)的前の審判を行う。 2)矢の「あたり」「はずれ」または「得点」を判定。 3)遠近競射による順位を判定。	12 *矢の位置が標的の向こう側にある場合など確認し難い場合は、疑問（?）表示して、矢を抜く前に「あたり」「はずれ」または「得点」を再確認しなければならない。この場合的前委員と密接な連携を必要とする。 *担当している標的が多い場合は、その都度「あたり」「はずれ」または「得点」の判定を標示せず、矢を抜く前に判定して掲示してもよい。 *特に、矢所・矢のささり具合に注意するとともに、標的・候串・塚の状態および的中標示の適否について確認しなければならない。
第13条 【資格（弓具）審判委員の任務】 1)選手の出場資格などを調査し適否を判定。 2)選手の着装・補助具を点検し適否を判定。 3)選手が使用する弓具の適否を判定。 4)弓具を否と判定した場合は、改善を指導し、改善がなければ失権と裁定。	13 *第26条の5大会においては、大会申込み時点において資格審査を行う。違反した場合は失格とする。 *後日（1ヶ月以内）に違反が発覚した場合は、入賞は取り消し順位は空位とする。 最終判断は、審判委員長が裁定する。
第14条 【競技内容と方法】 1)競技の内容と方法は、あらかじめ大会要項にて明示する。	14 *競技は予選を行う方法と予選を行わず直ちに順位を決定する方法がある。 *競技の方法により射数は異なり、各選手の1回の射数および総射数を要項に明示する。
第15条 【競技の種目】 1)競技の種目は、近的競技および遠的競技とする。 2)近的競技は坐射、遠的競技は立射とする。 3)近的競技で坐射が困難な場合は、所定の手続きにより「立射」で行うことができる。	15 *近的競技でも進行の都合で立射にすることもある。 ただし、競技の途中においては変更してはならない。 *事情やむを得ず変更する場合は、選手の条件が同一になる方法で変更する。
第16条 【競技の種類】 1)競技の種類は、個人競技および団体競技とする。 2)個人競技は1名を単位とし、団体競技は3名以上で編成したチームを単位とする。 3)団体競技は、チーム編成人員が過半数いなければならない。 4)団体競技と個人競技を兼ねる大会では、団体認定人員を割つても出場することができ、個人記録のみ有効とする。	16 *団体競技は、個人競技を兼ねることもある。
第17条 【競技の種別】 1)競技の種別は、性別・年齢・段位・称号などに分けることができる。	17 補足なし

第18条 【選手変更】 1) 選手変更が認められている団体競技において、競技開始以前は所定の手続きにより「選手変更」ができる。 2) 所定の手続きは、大会要項に明記する。 3) 変更選手以外は、立順の移動ができない。 4) 個人競技においては、「選手変更」ができない。	18 * 申込締切後の選手変更是、競技運営に影響するので認められない。 * 補欠制度を認めた団体競技は、全員が選手であり、試合に出場する者を選手と呼び、控え選手（交代要員）を補欠と呼ぶ。 * 競技開始前に参加登録をした選手の変更是、選手（補欠）交代とはいわない。それは単なる選手変更である。 * 変更・交代の締切り日時、および変更・交代の方法は要項に明示する。（例：監督会議前・開会式前）
第19条 【選手交代】 1) 選手交代が認められている団体競技において、競技開始以後は所定の手続きにより「選手交代」ができる。 2) 所定の手続きは、大会要項に明記する。 3) 交代選手以外は、立順の移動ができない。 4) 1立（射詰競射を含む）の行射途中では、「選手交代」ができない。 5) 交代により退場した選手は、再出場ができない。 6) 失格した選手との「選手交代」はできない。 7) 個人競技においては、「選手交代」ができない。	20
第20条 【競技の内容】 1) 競技は、的中制・得点制・採点制のいずれかの方法で行う。また、併せて行うことができる。 2) 行射の順序は、個人競技・団体競技とも、射場ごとに立位置の前から順立て行う。 3) 行射の1回の射数は、2射（一手）または4射（四つ矢・二手）とする。 4) 一手を持って行射するときは、取矢を行う。 5) 行射は、射位に体の中心がくるように立ち脇正面に正対して行う。 6) 射場内には、射位・本座・立の位置を明示する。なお、遠的競技の場合は、本座控の位置を明示することができる。	* 的中制とは、標的への的中数をもって順位を決定する方法をいう。 * 得点制とは、標的の中心を基にして円形に画かれた点数区分への矢所をもって得点とする方法をいう。 * 採点制とは、審判委員が選手の行射を点数評価する方法をいう。 * 選手の1回の行射数は2射または4射とするが、必ず要項に明示しておく。 * 事情やむを得ず変更する場合は、競技委員長が競技開始前に宣告しなければならない。競技途中で変更する場合は、公正公平を基に選手の了解を得て、競技委員長がその旨、宣言する。 * 行射は甲矢、乙矢と、2本の矢をもって一手（一対）としているので2射が単位である。 * 競技の進行上二手、即ち4射とすることもあるが、決して3射とか5射とかはしない。 * 射詰競射・遠近競射では、1射単位で行射をするが、これは本条における1回の射数とはいわない。
第21条 【競技の方法】 1) 競技は、次のいずれかの方法で行う。また、併せて行うことができる。 (1) 総射数方法（総的中または総得点による） (2) トーナメント方法 (3) リーグ戦方法 (4) 射詰競射・遠近競射	21 * 総射数法とは、的中制・採点制・得点制のいずれかを問わず各選手が規定数を行射して、その結果、総合計の高い方を上位として順位を決定する。 * トーナメント法とは、直接相手と対戦し勝てば次の相手と対戦する。即ち勝ち進み法である。 * リーグ法とは、個人または団体の総当たり法である。 * 射詰競射とは、持的で一射毎に的中を競う方法である。 * 遠近競射とは、矢所が標的の中心からの遠近によって順位を決定する方法である。
第22条 【行射と運行の方法】 1) 行射方法は、競技の間合で行なう。（要領は別表22条①②） 2) 四つ矢のさばき方は、教本にある方法を原則とし、簡易法でもよい。（方法は別紙22条③） 3) 射場において、弓具（弓・矢・弦）が破損した場合は交換することができる。（替弓具が準備してある場合に限る） 4) 射場においては、原則として矢返しはできない。 5) 射位において持矢を棄権することができる。棄権する場合は、矢を自分の右前へ出す。	22 * 行射は、各選手ばらばらに行なうのではなく、1番の選手から順序に従って行う。 * 一つの競技場を2または3あるいはそれ以上に分割して使用する場合は、第一射場、第二射場または第三射場などとして行う。たとえば、第二射場の1番の選手が第一射場の1番の選手より先に離しても差し支えない。 * 遠的競技において一つの標的を、例えば3人で使用する場合は、第1の標的は近的競技の第一射場と同一に見なす。 * 弦切れ時の弦、筈割れした矢は、替弦・替矢と交換することができる。 * 弓は、弦切れ時および矢番え完了以前は、替弓と交換することができる。

第23条 [制限時間]

1) 団体競技は、行射制限時間を設定することができる。

[標準の行射制限時間]

	各自 4射	各自 2射
3人	坐射 立射	7.5分以内 6.5分以内
5人	坐射 立射	10.0分以内 9.5分以内

- 2) 制限時間の計時は、進行委員の「始め」の合図により開始する。
- 3) 制限時間30秒前に予鈴（1音）、制限時間超過時に本鈴（2音）で合図する。
- 4) 審判員から行射停止指示が出た場合は、制限時間を除外する。
- 5) 自団体内に起因する事故（弦切れ処理など）の場合は、制限時間内で行う。
- 6) 制限時間超過後に射離した矢は無効、残った矢は失権とする。
- 7) 本鈴と同時に射離した矢は無効。

23

* 団体競技においては、競技の運営上、制限時間を設定することができる。

* 制限時間が設定されている場合は、順立を崩さず間合いを詰めてもよい。

第24条 [記録標記]

1) 的中記録の表示および記載は、次の方法による。

(1) 「あたり」・「はずれ」の記号は、次のとおり。

あたり ··· ○

はずれ ··· ×

ただし、「はずれ」の場合は、下記でもよい。

甲矢は ··· /

乙矢は ··· \

(2) 1射ごとに記載する時は、○ ×

(3) 一手ごとに記載する時は、次のとおり。

一手 皆中 乙矢は中の小丸 ◎

甲矢あたり 乙矢はずれ ○

甲矢はずれ 乙矢あたり Ⓛ

甲矢はずれ 乙矢はずれ ×

(4) 記録は、選手名に近い方から順次表示および記載する。

24

補足なし

選手名	1	2	3	4
-----	---	---	---	---

4
3
2
1

選手名
1
2
3
4

第25条 【弓具の規定】

- 1) 弓は日本弓（和弓）とし、次の要件を満たすこと。
 - (1) 形状は、伝統的形状の物。（別紙25条 弓具図解）
 - (2) 長さは、約 212cm（7 尺）～約 245cm（8 尺 1 寸）。
 - (3) 握りは、本弭から約 3 分 1 の辺りにある。
 - (4) 矢摺簾の長さは、簾頭より 6 cm 以上。
 - (5) 矢摺簾には目印や類似のことがない。
 - (6) 材質は、
 - *竹 弓（内竹と外竹がある）
 - *新素材（通称：グラスファイバー・カーボン）
 - (7) 塗弓・新素材弓の色は、竹・黒・茶・紺に近く華美でないもの。
- 2) 矢は、次の要件を満たすこと。
 - (1) 形状は、伝統的形状の物。（別紙25条－弓具図解）
 - (2) 長さは、各自の矢束に従い安全な長さ。
 - (3) 引込み位置などを示す目印や類似のことがない。
 - (4) 箕の太さは、
 - *近的競技は、直径 7.0mm 以上
 - *遠的競技は、直径 6.0mm 以上
 - (5) 箕の材質は、
 - *竹 箕（箆竹・篠竹）
 - *新素材（通称：アルミ・グラスファイバー・カーボン）
 - (6) 新素材箕の色は、竹・黒・茶・金・銀に近く華美でないもの。
 - (7) 矢羽根の長さは、
 - *近的競技は、13.6cm～15.2cm。
 - *遠的競技は、9.0cm～15.2cm。
 - (8) 羽山（羽根の高さ）は、5 mm 以上。
 - (9) 羽根は、鳥の羽を使用。
 - (10) 染め羽根の色は、黒・茶・灰・白に近く華美でない。
 - (11) 本矧・末矧・筈巻がある。
 - (12) 筈は、埋込式で筈溝があり、外部に出る長さは 15mm 以下。
 - (13) 筈は、筈溝以外の機能（螢光・発光など）を有しない。
 - (14) 筈の色は、白・黒・茶・灰・透明に近いもの。
 - (15) 板付（矢尻）は、被せ式で平題形・椎実形・円錐形とし、長さは 20mm 以下。
- 3) 弦は、次の要件を満たすこと。
 - (1) 形状は、伝統的形状の物。（別紙25条－弓具図解）
 - (2) 材質は、麻または新素材。
 - (3) 弦の色は、黄色・茶に近く華美でないもの。
 - (4) 弦輪の色は、単色で華美でないもの。
- 4) 谏（ゆがけ）は、次の要件を満たすこと。
 - (1) 形状は、伝統的形状の物。（別紙25条－弓具図解）
 - (2) 行射は、必ず右手に諏を着用。
 - (3) 三つ諏・四つ諏・諸諏のいずれかを使用。
 - (4) 谏には、帽子・弦枕・控がある。
 - (5) 帽子・控・台革の色は、黒・茶・紺・灰・白に近く華美でないもの。
- 5) 左手保護に使用する諏など。
 - (1) 押手諏は、2種類とする。
 - *2本指（拇指十人差指）
 - *1本指（拇指のみ）
 - (2) 押手諏以外の補助具の使用は不可。
 - (3) 包帯・テーピングによる傷部の保護は可。

第26条 【服装の規定】

- 1) 競技の服装は弓道着とし、弓道衣〔胴衣（半筒袖・袴・白足袋）〕または和服〔着物・袴・白足袋〕とする。
- 2) 競技によっては、服装を規定することができる。
- 3) 次の競技会は弓道衣とし、胴衣下の下着は白色無地とする。
 - (1) 全日本男子弓道選手権大会
 - (2) 全日本女子弓道選手権大会
 - (3) 全日本弓道遠の選手権大会
 - (4) 全日本勤労者弓道選手権大会
 - (5) 国民体育大会弓道競技

25

- *競技は日本弓を使い、洋弓を使用しないことを表記したもので、弓・矢・諏の解釈である。
 - *日本弓の標準的長さは 7 尺 3 寸（並寸）で、現在は身長により 2 寸伸～4 寸伸などがあり、また逆に 1 寸詰・2 寸詰などがあるので、身長により長短を認めたのである。
 - *日本弓の特徴は長弓であるとともに、握りの位置は、中心から下で全身の約 3 分の 1 の辺にある。
- （参考：教本P33・図解）
- したがって「約」として規定したのである。
- *日本弓に洋弓の特殊な形態をした羽根の矢、または矢の羽の短いもの、羽山の低すぎるものなど、伝統的な日本弓・矢・諏の形態を損なっているものは使用しない。
 - *不法捕獲による鳥の羽は使用を禁止する。
 - *弓具の規定に違反した場合は、失権とする。ただし、修正されれば権利が回復する。

【板付の形状と呼び方】



いたつきがた
「平題形」



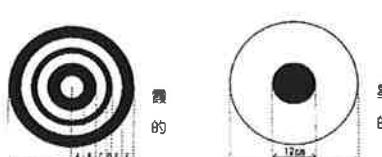
しいのみがた
「椎実形」



えんすいがた
「円錐形」

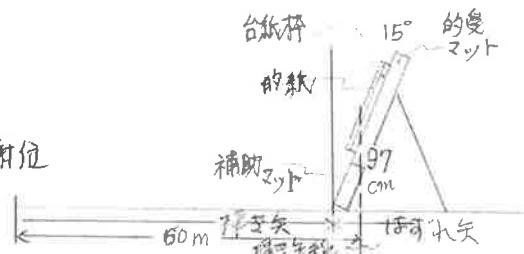
26

- *指定する大会以外は、弓道着（弓道衣・和服）とし、色合いについては特に定めない。
- *袴は、男子は腰板があるもの、女子は腰板のないものが一般的である。（袴の裾は、足踏の姿勢で床面に着かないことが望ましい）
- *胴衣下の下着は白色無地とし、襟付き・ハイネックは好ましくない。
- *高校生以下は運動服着用を認めるが、前ボタン・前チャックの物は避けること。
- *弓道着に会社の宣伝効果をねらったマークをつけることは好ましくない。しかし、チーム名をつけることは逆に進行状況がわかり、ゼッケン替りになることもある。また、選手は愛社心も出てくるのでこれは推奨したい。この場合の宣伝マークとは必要以上に大きいか、または、チーム名以外で宣伝が意識されていると思われるものについて除外する。

第2章 近的競技																			
第27条 [近的競技の内容] <ol style="list-style-type: none"> 1) 近的競技の射距離は、28mとする。 2) 近的競技は、持的とし坐射で行う。 3) 1射場での行射は、5名以内とする。 4) 本座から射位までの歩数は、3歩とする。 	27 <p>*近的競技は、持的（一人1標的）とする。 これは、標的から直角に延ばした規定の距離（28m）以外から行射してはならないということである。 *遠近競射は、数人が順序に従い1つの標的にて行う。 *近的競技で立射の場合は、本座と射位は2歩とする。</p>																		
第28条 [近的射場の規定] <ol style="list-style-type: none"> 1) 本座から射位までの距離は、標準を2.2mとする。 2) 射位における立位置の間隔は、標準を1.8mとする。 (1.6~2.0m) 	28 <p>*立位置の間隔を1.6m以上としたのは、それ以下になると坐射体配に悪影響を及ぼすからである。 *立射の場合は、遠的競技と同様、本座から射位までの距離は1.2mとし、立位置の間隔は、1.4m以上とする。 *競技によっては、運営上、立位置の間隔を狭くすることもできるが、必ず安全を確保すること。</p>																		
第29条 [近的・的の規定] <ol style="list-style-type: none"> 1) 近的競技用的の規定は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 的は、直径36cmの霞的と直径36cm・24cm星的とする。 (2) 的枠の深さは、直径36cmの場合は9~12cm、直径24cmの場合には7~9cmとする。 (3) 的枠は木枠を原則とする。 (4) 的は、的絵を描いた紙を的輪に貼りつける。 	29 <p>*木枠の直径36cmは、外径である。 *木枠に下紙・的紙を糊付けする時に空間ができやすいので、競技に使用する的是は、特に注意することが肝要である。 *的枠の厚いものは、矢の跳ね返り、矢の破損を起こしやすいので、的輪の内側を削るとよい。 *的枠の深さが浅いと標的が動いたり、ころびやすい。</p> 																		
第30条 [近的・的の設置] <ol style="list-style-type: none"> 1) 標的の中心は、射位床面より27cmの高さとし、的面が後方に5度の傾斜になるように、侯串などによって支える。 2) 標的を5度の傾斜面に直接設置できるようにした新素材（ウレタン・畳など）の塊を使用してもよい。・・・追加 3) 射場の床面との場の塊敷とは、原則として同一平面とする。 4) 標的の中心は、立位置の間隔と同じとする。 	30 <p>*侯串は2本使いが望ましい。</p>																		
第31条 [近的・的中制の的] <ol style="list-style-type: none"> 1) 的中制による場合は、直径36cmの霞的または星的を使用する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 霞的是、中心より白地に三個の黒色同心円形の的絵とし、次のように区分する。 <table border="0"> <tr> <td>(A) 中白半径 3.6 cm</td> <td>図1（霞的）</td> <td>図2（星的）</td> </tr> <tr> <td>(B) 1の黒巾 3.6 cm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(C) 2の白巾 3.0 cm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(D) 2の黒巾 1.5 cm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(E) 3の白巾 3.0 cm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(F) 3の黒巾 3.3 cm</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>  (2) 星的是、中心に白地直径の3分1の黒色円形の的絵とする。 2) 大会要項により、直径24cmの星的も使用できる。 	(A) 中白半径 3.6 cm	図1（霞的）	図2（星的）	(B) 1の黒巾 3.6 cm			(C) 2の白巾 3.0 cm			(D) 2の黒巾 1.5 cm			(E) 3の白巾 3.0 cm			(F) 3の黒巾 3.3 cm			31 <p>*的中制による競技は、霞的または星的のいずれを使用してもよい。 *要項には、必ず使用する標的の種類を明示する。</p>
(A) 中白半径 3.6 cm	図1（霞的）	図2（星的）																	
(B) 1の黒巾 3.6 cm																			
(C) 2の白巾 3.0 cm																			
(D) 2の黒巾 1.5 cm																			
(E) 3の白巾 3.0 cm																			
(F) 3の黒巾 3.3 cm																			
第32条 [近的・採点制の的] <ol style="list-style-type: none"> 1) 採点制による場合は、直径36cmの霞的を使用する。 	32 <p>*的中制で星的を使用する競技の場合、途中で射道優秀選手を選出するからといって、霞的に取替える必要はない。</p>																		

<p>第33条 【近的・的中の判定】</p> <p>1) 「あたり」「はずれ」の判定は、矢の根が的面を射ぬき、的枠内を通過したか否かによる。但し、掃き矢は「はずれ」。</p> <p>(1) 「あたり」は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 矢が、的内にとどまったく場合。</p> <p>(イ) 矢が、的面を射ぬき、矢の一部が的枠内にある場合。</p> <p>(ウ) 折れた矢の根側が、的内にとどまったく場合。</p> <p>(エ) 折れた矢の根側が、的面を突き抜けた場合。</p> <p>(オ) 矢が、的輪の内側からの的枠の外側に射ぬいた場合。</p> <p>(カ)はずれ矢に接触して、的内にとどまったく場合。</p> <p>(キ) 矢が、的枠の合せ目または的輪にとどまったく場合。</p> <p>(ク) 矢が、あたり矢に縦矢となった場合。</p> <p>(ケ) 的内にとどまっている矢の一部が、垛敷に接触している場合。</p> <p>(コ) 的が転び、矢が的内にとどまっている場合。</p> <p>(2) 「はずれ」は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 矢が、的内にとどまらなかった場合。</p> <p>(イ) 矢が的輪の角に接触したが、矢の一部が的枠内にない場合。</p> <p>(ウ) 折れた矢の根側が、跳ねて的外に出た場合。</p> <p>(エ) 矢が、的輪の外側からの的枠の内側に射ぬいた場合。</p> <p>(オ)あたり矢に接触して、的外に出た場合。</p> <p>(カ) 矢が、侯串との的枠の間にとどまったく場合。</p> <p>(キ) 矢が跳ね返り、的外に出た場合。</p> <p>(ク) 掫きあたりの場合。</p> <p>(ケ) 幕・防矢ネットなど障害物に接触した場合。</p>	<p>33</p> <ul style="list-style-type: none"> *的前審判委員は矢の状態に応じて「あたり」「はずれ」を決定することができる。 *「あたり」「はずれ」が疑わしい時、その判定は的前審判委員複数が立ち会い、○×の表示板・標示盤により速やかに明示する。 *的中判定前に的設置の不備・強風などで的が転んだ場合は、その状況を判断して、有効・無効・再行射など裁定する。 <p>【メモ】 改定規則では表面主義の字句は使わない。</p>
<p>第34条 【近的・的中制の順位】</p> <p>1) 的中制は、的中数の多い方を上位とする。</p> <p>2) 同中の場合は、次の方法により順位を決定する。</p> <p>(1) 個人競技</p> <p>A. 射詰競射の場合</p> <p>(ア) 繙続的中数の多い方を上位とする。必要により直径24cmの星的を使用することができる。</p> <p>(イ) 的中を逸した同位者は、遠近競射を行う。ただし、最上位者を決定する場合は、射詰競射を継続してもよい。</p> <p>B. 遠近競射の場合</p> <p>(ア) 直径36cmの霞的を使用し、一つの的に対して同じ立位置から行射する。</p> <p>(イ) 該当者が6名以上の場合は、複数的で行ってもよい。</p> <p>(ウ) 複数的を使用した場合の判定は、測定具などを使う。</p> <p>(エ) 順位は、矢所により的面およびその延長面で判定し、的中心に近い矢を上位とする。</p> <p>(オ) 同じ距離にある矢は、再度競射を行うか同位とする。</p> <p>(カ) 塊に届いた掃き矢は、全体での下位とし、的中心からの垂直距離が近い矢を上位とする。</p> <p>(キ) 塊に届かなかった掃き矢は、全体での最下位とし、飛距離で判定する。</p> <p>(ク) 筈こぼれなどで射離されなかった矢は無効とする。(複数の場合は同位)</p> <p>(ケ) 順位決定は、複数の的前審判委員で行う。</p> <p>(2) 団体競技</p> <p>(ア) 一本競射(各自1射)を行い、総的中数の多い方を上位とする。</p> <p>(イ) 1回の競射で順位が決らない場合は、順位が決定するまで繰り返す。</p> <p>3) 同中競射は、替矢から行うことができる。</p>	<p>34</p> <ul style="list-style-type: none"> *個人競技で同中の場合は、射詰競射による方法と遠近競射による方法がある。 *射詰競射において勝敗決定に時間がかかると思われる時は、標的を小さくして行うこともある。この場合は、あらかじめ要項に明示しておくか、競技委員長が宣言しなければならない。 *遠近競射において、あたった矢については問題はないが、はずれた矢は的表面の延長線上の距離をはかる。 *的枠に矢が触れて標的が動いた場合は、標的を元の位置に戻して距離をはかる。 *的の中心から同じ距離にある矢は同位として、1射毎の遠近競射を行う。
<p>第35条 【近的・採点制の順位】</p> <p>1) 採点制においては、別に定める採点基準により、採点の合計点が多い方を上位とする。</p> <p>2) 同点の場合は、次の順序により順位を決定する。</p> <p>(1) 個人競技</p> <p>(ア) 的中数の多い方を上位とする。</p> <p>(イ) 同じ場合は、一矢の得点を順次比較し、高い方を上位とする。</p> <p>(ウ) それでも同じ場合は、的中による射詰競射とする。</p> <p>(2) 団体競技</p> <p>(ア) 的中数の多い方を上位とする。</p> <p>(イ) 同じ場合は、個人の合計点を順次比較し、高い方を上位とする。</p> <p>(ウ) それでも同じ場合は、各自1射ずつの競射とする。</p>	<p>35</p> <p>補足なし</p>

第3章 遠的競技	
第36条 [遠的競技の内容]	36
1) 遠的競技の射距離は、60mとする。 2) 遠的競技は、一つの的とし立射で行う。 3) 1射場での行射は、5名以内とする。 4) 2つ以上の標的を並べる場合の間隔は4.2m以上とする。 5) 本座から射位までの歩数は、2歩とする。	* 数人の選手が遠距離にある同じ標的を使用するため、標的に対して射距離が悪影響を及ぼすことがないよう5名を限度とした。 * 標的是は、選手間中心になるように配置する。 * 2つ以上の標的を並べる場合は、射場間の（第一射場3番と第二射場1番）間隔が1.4m以上となるように配置する。
第37条 [遠的射場の規定]	37
1) 本座から射位までの距離は、標準を1.2mとする。 2) 射位における選手間隔は、標準を1.6mとする。(1.4~1.8cm)	* 選手間隔を1.4m以上としたのは、それ以下になると行射に悪影響を及ぼすからである。 * 遠的競技では1つの標的に3~5人が行射するので、近的競技に比べて間隔を縮めた。 * 競技によっては、運営上、選手間隔を狭くすることもできるが、必ず安全を確保すること。
第38条 [遠的・的の規定]	38
1) 遠的競技用的の規定は、次のとおりとする。 (1) 標的是は、直径100cm・79cm・50cmの霞的と直径100cmの得点的とする。 (2) 標的是は、的絵を描いた紙を厚紙に張りつけるか、厚紙に直接描く。 (3) 直径79cmおよび50cm霞的の的絵は、直径100cmの霞的と同様の比率で縮小したものとする。 (4) 的は、矢が適度に刺さり、突き抜けない材質のマット上に固定する。 (5) 円外周には、原則として深さ1~3cmの的枠をつける。	* 的枠をつけることにより、円外周付近の的中判定の確実性が向上する。 * 各種大会では、全弓連製作の標的（的紙枠付）を的受マットに取付けて競技を行うようにして普及を図りたい。
第39条 [遠的・的の設置]	39
1) 標的是は、的中制・得点制ともにその中心が射位床面より97cmの高さとし、的面が後方に15度の傾斜になるように設置する。 2) 的受マットを三脚または四脚の装置で保持し、表面に標的を取付ける。 3) 標的を15度の傾斜面に直接設置できるようにした新素材（ウレタン・畳など）の矢止を使用してもよい。・・・追加 4) 射場の床面との場の構造とは、原則として同一水平面とする。 5) 標的の保持装置は、矢が容易に突き抜けないようにする。 6) 風などによる転倒を防止しなければならない。	* 標的を、的受マット（畳が望ましい）に貼付け、的台に取付ける。 * 的受マットは丸型（四角でも可）を標準とし、的より大きいものを使用する。
第40条 [遠的・的中制の的]	40
1) 的中制による場合は、直径100cmの霞的を使用する。 (1) 霞的の的絵は、中心より白地に3の黒色同心円形からなり、中心より次のように区分する。 (A) 中白半径 11 cm (B) 1の黒巾 10 cm (C) 2の白巾 8 cm (D) 2の黒巾 4 cm (E) 3の白巾 8 cm (F) 3の黒巾 9 cm (2) 大会要項により、直径79cmおよび直径50cmの霞的も使用できる。	補足なし



<p>第41条 [遠的・得点制の的]</p> <p>1) 得点制による場合は、直径 100cm の得点的を使用する。</p> <p>(1) 得点的は、中心より 5 色の同心円形からなり、中心より次のように区分する。</p> <p>(A) 黄色(金)半径 10 cm (B) 赤色の巾 10 cm (C) 青色の巾 10 cm (D) 黒色の巾 10 cm (E) 白色の巾 10 cm</p> 	<p>41 補足なし</p>
<p>第42条 [遠的・得点数値]</p> <p>1) 得点制における得点数値は、次の 5 区分とする。</p> <p>(A) 黄(金)色 10 点 (B) 赤 色 9 点 (C) 青 色 7 点 (D) 黒 色 5 点 (E) 白 色 3 点</p> <p>2) 得点は矢のとどまっている位置とし、区分線に接触している場合は、高い方の得点とする。</p> <p>3) 的枠がないで外周線に接触している場合は、3 点とする。</p> <p>4) 「あたり」の確認ができ、矢が的を突き抜けた場合は、7 点とする。</p>	<p>42 補足なし</p>
<p>第43条 [遠的・的中の判定]</p> <p>1) 「あたり」「はずれ」は、矢の根が的面を射ぬき、とどまつたか否かによる。ただし、判定後に落下した矢は、落下前の判定とする。</p> <p>(1) 「あたり」は、次のとおりとする。</p> <p>(7) 矢が、的内にとどまつた場合。 (イ) 折れた矢の根側が、的内にとどまつた場合。 (ウ) 折れた矢の根側が、的内を突き抜けたと確認できる場合。 (エ) はずれ矢に接触して、的内にとどまつた場合。 (オ) 矢が、あたり矢に継矢となった場合。 (カ) 的内にとどまつてある矢の一部が、塚敷に接触している場合 (キ) 的が転び、矢が的内にとどまつてある場合。 (ク) 的枠の無い的で、矢が的の外周線に接触している場合。</p> <p>(2) 「はずれ」は、次のとおりとする。</p> <p>(7) 矢が、的内にとどまらなかった場合。 (イ) 折れた矢の根側が、跳ねて的外に出た場合。 (ウ) あたり矢に接触して、的外に出た場合。 (エ) 矢が跳ね返り、的外に出た場合。 (オ) 掃き矢の場合。</p>	<p>43 補足なし</p>
<p>第44条 [遠的・的中制の順位]</p> <p>1) 的中制は、的中数の多い方を上位とする。</p> <p>2) 同中の場合は、次の方法により順位を決定する。</p> <p>(1) 個人競技</p> <p>A. 射詰競射の場合</p> <p>(7) 繼続的中数の多い方を上位とする。必要により直径 79cm または直径 50cm の霞的を使用することができる。</p> <p>(イ) 的中を逸した同位者は、遠近競射を行う。ただし、最上位者を決定する場合は、射詰競射を継続してもよい。</p> <p>B. 遠近競射の場合</p> <p>(7) 直径 100cm の霞的を使用し、一つの的に対して 1 番の立位置から詰めて射行する。</p> <p>(イ) 順位は、矢所により的面およびその延長面で判定し、的中心に近い矢を上位とする。</p> <p>(ウ) 同じ距離にある矢は、再度競射を行うか同位とする。的受マット上にないはずれ矢は、順位判定が困難とし、再度競射行うか同位とする。</p> <p>(エ) 掃き矢は全体での下位とし、補助マット部にある矢は、的中心からの垂直距離が近い矢を上位、ないものは下位（同位）とする。</p> <p>(オ) 掃き矢線に届かなかった矢は、全体での最下位とし、飛距離で判定する。</p> <p>(カ) 答こぼれなどで射離されなかった矢は無効とする。（複数の場合は同位）</p> <p>(キ) 順位決定は、複数の的前審判委員で行う。</p> <p>(2) 団体競技</p> <p>(7) 一本競射（各自 1 射）を行い、総的中数の多い方を上位とする。</p> <p>(イ) 1 回の競射で順位が決らない場合は、順位が決定するまで繰り返す。</p> <p>3) 同中競射は、替矢から行うことができる。</p>	<p>44 *個人競技で同中の場合は、射詰競射による方法と遠近競射による方法がある。 *射詰競射において勝敗決定に時間がかかると思われる時は、標的を小さくして行うこともある。この場合は、あらかじめ要項に明示しておくか、競技委員長が宣告しなければならない。 *遠近競射において、あたった矢については問題はないが、はずれた矢は的表面の延長線上の距離をはかる。 *的枠に矢が触れて標的が動いた場合は、標的を元の位置に戻して距離をはかる。</p> 

<p>第45条 【得点制の順位】</p> <p>1) 得点制においては、得点の多い方を上位とする。</p> <p>2) 同得点の場合は、次の方法により順位を決定する。</p> <p>(1) 個人競技</p> <p>(7) 得点となった的中数の多い方を上位とする。</p> <p>(4) 同的中数の場合は、高い得点からの的中数を順次比較し、多い方を上位とする。</p> <p>(9) 以上の条件が全く同じ場合は、射詰競射を行う。</p> <p>(2) 团体競技</p> <p>(7) 得点となった総的中数の多い方を上位とする。</p> <p>(4) 同的中数の場合は、高い得点からの的中数を順次比較し、多い方を上位とする。</p> <p>(9) 以上の条件が全く同じ場合は、一本競射（各自1射）を行う。</p>	45 補足なし
<p>第 4 章 禁止事項および罰則</p>	
<p>第46条 【禁止事項】</p> <p>1) 次の事項は禁止とする。</p> <p>(1) 射場の選手に対し、口頭その他の方法で助言を与えること。</p> <p>(2) 選手が、射場において口頭その他の方法で、助言を求めるこ</p> <p>(3) 選手が、射場において不必要な声を発すること。</p> <p>(4) 選手が、審判委員の許可なく本座または射位を離れること。</p> <p>(5) 進行委員および審判委員以外の者が許可なしに選手に近寄ること。</p> <p>(6) 相手の選手・チームに対して妨害となる言動・行動をすること。</p> <p>(7) 矢返しをすること。ただし、審判委員が特に認めた場合は、この限りでない。</p>	46 *一旦射位についた選手は、射位を離れてはならない。やむを得ず射位を離れなければならない時は、審判委員の許可を得る。 *射位の選手は独力で行射をしなければならない。 しかるに選手に助言することはできない。 *選手は、射場内で助言や激励の言葉を発してはならない。応援者といえども、選手が「会」になった場合は静肅にするマナーは持つてもらいたい。 *射位にいる選手には誰も近づいてはならない。しかし、競技の運行上必要な場合は、進行委員と審判委員のみは差し支えない。 *審判委員は禁止事項が発生、または、発生する恐れがあると判断した時には指導する。しかし、指導してもかかわらず繰り返し行った場合は罰する。
<p>第47条 【有効・無効】</p> <p>1) 次の場合は無効とし、「はずれ」として処理する。</p> <p>(1) 矢番え完了（矢を番えた後、右手を腰にとった時点）後に、筈が弦から外れた場合。（筈こぼれ）</p> <p>(2) 打越し開始後に、射直した矢。</p> <p>(3) 前の選手より先に射離した矢。ただし、射位において前の選手が持矢を棄権した場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 審判委員の指導にも関わらず、射位・立位置を著しくはずして行射した場合。</p> <p>(5) 過失により他の選手の行射を妨げたと審判委員が判断した矢。ただし、同一団体内の場合は適用しない。</p> <p>(6) 団体競技において、制限時間超過後に射離した場合。</p>	47 *ここでいう無効とは行射中の矢、および既に離された矢を対象とする。 *第20条で行射の順序は順立と規定しており、射離しが追い越し順立を崩したこととなり無効とする。 *競技運営上、短時間で行射しなければならない場合は、要項で明示するか競技委員長があらかじめ行射の「順不同」は差し支えない旨を宣告する。 *選手が射位・立位置を著しく外している（±約15cm以内が望ましい）場合は、審判委員は指導する。審判委員の指導を無視して行射した矢は、規則を守らなかつたとして無効とする。 *射位・立位置については、測量などして決めておくことが必要である。 *個人競技において、行射後に必要以上に後退し跪坐するなどで後ろの選手の矢をたたくことがある。これは、過失であっても妨害となる。したがって、過失の選手の矢は無効とする。
<p>第48条 【失 権】</p> <p>1) 審判委員は、次の場合に行射を停止または中止させ、それ以降の矢を失権とする。</p> <p>(1) 故意に他の選手の行射を妨害した場合。</p> <p>(2) 選手が制限時間を超過した後に、行射しようとした場合。</p> <p>(3) 第46条の禁止事項につき、注意にかかわらず改めない場合。</p> <p>(4) 射遅れの場合。ただし、当該の行射のみ権利を失う。</p> <p>(5) 第46条に定める禁止事項ならびに大会要項に定める禁止事項に反した場合。</p> <p>(6) 的中判定に従わなかった場合。</p>	48 *後ろの選手が前の選手の行射中に故意または過失により弓と弦の間に自分の弓を入れたり、体に弓が触れたりして前の選手の行射に影響が出たと審判委員が判断した場合は、当該選手の行射を停止させ失権とする。 *団体競技において味方同士の場合は問題にしないが、弓で体に触れ、明らかに助言したと見られる場合は、停止させ失権とする。
<p>第49条 【失 格】</p> <p>1) 次の場合は失格とし、失格を宣言された選手・チームは、競技に出場できない。</p> <p>(1) 大会の品位を傷つける言動・行動を行い、審判委員の注意に対し、改めない場合。</p> <p>(2) 審判委員の裁定に従わなかった場合。</p>	49 *失格は最も重い罰則である。 競技としてはその場限りであるが、大会としては今後の資格問題が生じてくるので、大会会長の専決事項とする。

第50条 [異議の申立] 1) 行射を妨げられた場合は、申出または審判委員の指示により、射直すことができる。ただし、妨害を受けた矢は、行射しなかったものとする。 2) 競技の運行・審判に異議がある場合は、運行委員・審判委員に申し出ることができる。ただし、団体競技の場合は、監督とする。 3) 申出に対して、運行委員・審判委員は直ちに処理する。	50 * 打起しに入ろうとする際、他の射手により矢をたたかれば行射に影響を及ぼす。また行射の途中において矢道に障害物があらわれると行射のテンポが狂う。この場合審判委員の指示により引き直し、または既に離していた場合は射直すことができる。 * 審判委員の指示がない場合は異議を申出ができる。この異議に対しては審判委員は事情を適切に判断して、受諾または却下をしなければならない。 * 射直しした場合は、妨害を受けた矢は当然行射しなかったものとして扱う。
第51条 [異議の上申] 1) 前条の判定に不服がある場合は、運行委員長・審判委員長に申出ができる。 2) 申出に対して、運行委員長・審判委員長は最終判断を下して処理する。 3) 選手・監督は、いかなる場合も最終判断に従わなければならない。	51 * 審判委員長は、異議の申立てがあった場合には、申立者と審判委員の意見をよく聞き、直ちに公正な判断を下さなければならない。 * 異議の申立者は、「あたり」、「はずれ」については、矢を抜かないうちに、また射場の事故については立が替らないうちにに行わなければならない。
第52条 [危険防止] 1) 危険防止に関しては、役員・補助員が連携して万全の注意を払う。 2) 選手・監督は、自ら危険防止に注意を払うとともに、役員・補助員の指示に従う。 3) 射場審判委員は、危険と思われる行射があれば、選手に注意する。 4) 的前審判委員は、的前・矢道において行射不可の場合は、赤旗（50cm角以上）を掲出させて安全を確保する。 5) 選手は、行射中に的前で赤旗（50cm角以上）が掲出された場合には、安全かつ速やかに行射を中断する。 6) 審判委員・進行委員は、赤旗の掲出中には、行射をさせない。 7) 的前・矢道へは、赤旗の掲出を確認して出る。	52 * 射場審判委員は矢道にも注意し、障害が発生した時は選手に指示をする。（的前審判委員と連携） * 的前審判委員は、的前委員や補助員が赤旗の掲示なく場に出る気配のある時は制止する。 * 的前委員は、赤旗の掲示に選手が気がついたか否かの様子を確認してから行動する。
第53条 [雑 則] 1) 応援者・観客などが、競技運営（行射を含む）に支障をきたす言動・行動をした場合には、運行委員長が注意をし、改善がなければ退場を命ずることができる。 2) 応援は、声援と拍手のみとする。 3) 連続的な投光撮影は、主催者の許可が必要。 4) 弓道衣にシンボルマーク（氏名・チーム名・クラブ名・学校名など）を付ける場合は、胴衣・袴それぞれ1ヶ所のみとし、その大きさは縦横10cm以内とする。 5) ゼッケン・チーム名などを付ける場合は、右腰前とし、その大きさは縦12cm・横18cm以内とする。 6) ドーピング防止違反者（選手）は、その懲罰規則により出場を制限する。	53 応援は節度ある声援と拍手で長いものは慎む。 (2~3秒程度以下)

競技における行射の要領（一手・坐射・3人立の場合）

(公財)全日本弓道連盟

	1番	2番	3番
甲矢	間をおかず行射する。	1番の「胴造り」が終わる頃立つ。 1番の「弦音」で、打起し行射する。	2番の「胴造り」が終わる頃立つ。 2番の「弦音」で、打起し行射する。
乙矢	射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。 3番の「弦音」で、取懸け行射する。	射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。 1番の「弦音」で、打起し行射する。	射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。 2番の「弦音」で、打起し行射する。

(平成〇年〇月〇日施行)

(注)

- 入場口では、必ず上座に意を注ぎ、順次、礼（揖）をする。（先頭は三息、他は二息）
- 本座に進み跪坐し、揃って揖を行い射位に進む。
 - *前立がいる場合は、3番の甲矢の弦音で入場し、本座で跪坐して待つ。
 - *最後の弦音で揃って揖を行い、弓倒しで立ち、選手が後退して右に一步踏み出すとき、射位に進む。
 - *進行係の「始め」の合図で、揃って揖を行い射位に進む場合もある。
- 射位で跪坐し、脇正面に向きを変え、弓を立て、矢を番える。
- 射法八節に則り行射し、射終われば1番より順次、退場する。
- 退場口では、必ず上座に意を注ぎ、揖をする。
- 行射の前後動作は、間延びしないこと。
- 4射（二手）および4人立・5人立の場合も上記に準じて行射する。
- 制限時間が設定されている場合は、順立を崩さず間合いを詰めてもよい。

メモ：

「補足説明」

- 5人立用を廃止して、3人立用に変更する。（5人立競技が少なくなった）
- 5人立の場合は、（注）7. で対応する。
- 甲矢は、2番以降の立つ時期を同じにした。・・・「胴造り」が終わる頃立つ。
- 乙矢は、1番～3番までの立つ時期を同じにした。・・・射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。
- 今までの要領で、1番の「打起し」の頃は、2番の「胴造り」が終わる頃とほぼ同じである。
- 今までの要領で、前の前の射手(3.6m先)の「打起し」を確認するよりは、新要領の、前の射手(1.8m)の「胴造り」を確認する方が良い。・・・自分の目線は2m先
- 中学生でも覚え易い（わかり易い）ように具体的な表現とした。

メモ：

【関連事項による考察】

教本

[演武の場合の動作の項] 多人数が短時間に行う場合・・・教本P170
前の射手が立てば次の射手も立ち、前者の弦音を聞いて「取懸け」をする。
(このとき「打起し」をする場合もある。)

競技における行射の要領（一手・立射・3人立の場合）

(公財)全日本弓道連盟

	1 番	2 番	3 番
甲 矢	間をおかず行射する。	1番の「弦音」で、打起し行射する。	2番の「弦音」で、打起し行射する。
乙 矢	射終われば、矢を番えて待つ。 3番の「弦音」で、取懸け行射する。	射終われば、矢を番えて待つ。 1番の「弦音」で、打起し行射する。	射終われば、矢を番えて待つ。 2番の「弦音」で、打起し行射する。

(平成〇年〇月〇日施行)

(注)

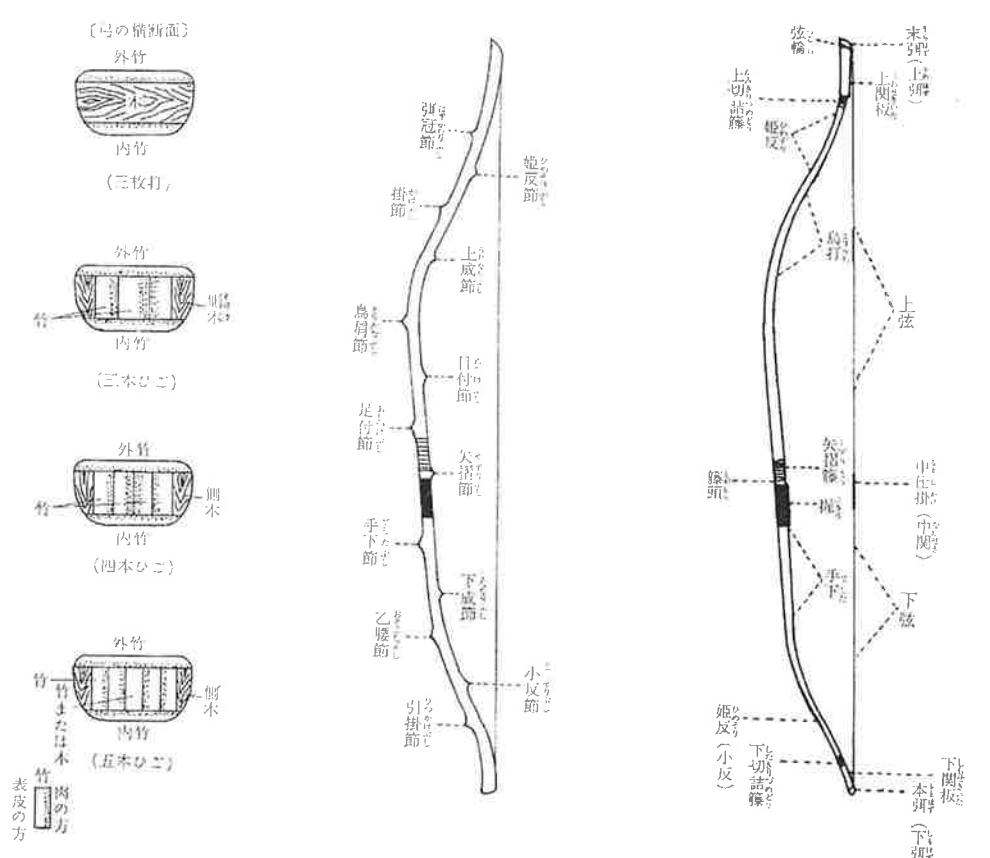
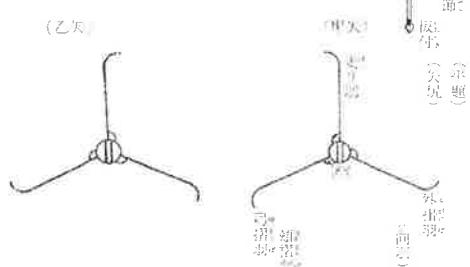
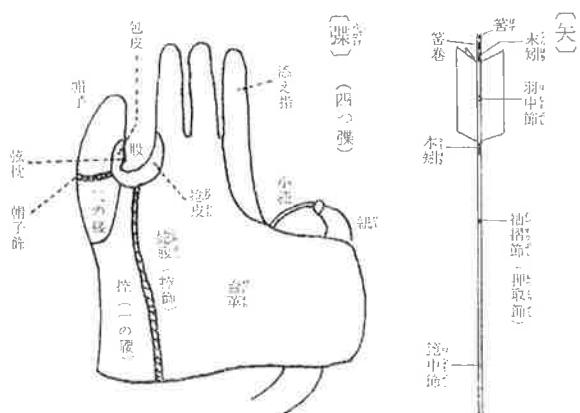
1. 入場口では、必ず上座に意を注ぎ、順次、礼（揖）をする。（先頭は三息、他は二息）
2. 本座に進み、立ったまま揃って揖を行い射位に進む。
 - * 前立がいる場合は、3番の甲矢の弦音で入場し、本座の一歩手前で立って待つ。（椅子の使用可）
 - * 最後の弦音で本座に進み、揃って揖を行い、選手が後退して右に一步踏み出すとき、射位に進む。
 - * 最後の弦音で本座に進み、進行係の「始め」の合図で、揃って揖を行い射位に進む場合もある。
3. 射位で脇正面に向きを変え、弓を起し、矢を番える。
4. 射法八節に則り行射し、射終われば1番より順次、退場する。
5. 退場口では、必ず上座に意を注ぎ、揖をする。
6. 行射の前後動作は、間延びしないこと。
7. 4射（二手）および4人立・5人立の場合も上記に準じて行射する。
8. 制限時間が設定されている場合は、順立を崩さず間合いを詰めてもよい。

[坐射]

- ①脇正面に向きを変えるとともに弓を倒して（末弭を床につけ）、矢の一手（2本）を体の前方（板付が中央）に置く。
- ②残りの一手（2本）を持ったまま（射付節または板付）右手拳を腰の辺にとる。
- ③弓を矢の内側にして体の中央に立て、矢を番える。
- ④次の一手は矢を持ち（射付節または板付）右手拳を腰の辺にとる。
- ⑤弓を体の中央に立て、矢を番える。

[立射]

- ①脇正面に向きを変え（末弭を床につけ）、矢の一手を体の前方（板付が中央）に置く。
- ②残りの一手を持ったまま（射付節または板付）右手を腰の辺にとる。
- ③末弭を床につけ弦を返し、弓を起して矢を番える。
- ④次の一手は矢を持ち（射付節または板付）右手拳を腰の辺にとる。
- ⑤弓を起こして矢を番える。



弓具の名称
〔弓〕

【用語の解説】

(用 語)

(解 説)

選 手 : 射手・行射する人。

順 立 : 前の選手から順次行射する。(教本P169)

取 矢 : 乙矢を右手に持つこと。(教本P 96)

射 位 : 行射する場所。

・・・弓射る場

本 座 : 射位に進む控えの位置。

・・・同じ表現

参考 : 弓道誌S45.7 H19.5

(小笠原清信先生)

弓道場の設備と管理

立 : 行射する的間隔位置。

本座控 : 本座前の待機位置。

矢 所 : 矢の着点。矢のある場所。

安全な
長さ : 会の状態で、矢先が弓より 2cm 以上出るが望ましい。

筈 溝 : 筈の端にある矢番え用の溝。

補助具 : 手袋・体操の掌保護具など。

半筒袖 : 袖の長さが肘程度のもの。

射距離 : 射位との中心の水平距離。

選手間隔 : 選手相互の間隔。

的 枠 : 標的を構成するもの。

的 絵 : 的輪に貼付けた紙に描いた図形。

的 輪 : 的枠の端面で円を構成する部分。

標 的 : 目標とするもの。

的 面 : 的輪の内側領域に貼られた的紙をいう。

- 射ぬく : 行射した矢が的面を通過すること。
- 継矢 : 一体に繋がった矢。
- 射詰競射 : 一本競射：各自が一矢を行射して的中判定をする。
- 遠近競射 : 同じ的に行射して、的中心からの矢所距離を競う。
- 掃き矢 : 的の手前で地面・塹敷を摺った矢。
- 替矢 : 交換する矢。
- 射場間隔 : 第一射場3番と第二射場1番の間隔。
- 矢止 : 塹と同じ。
- 有効 : 矢番え完了後の矢について判定。
- 射直し : 打起し後に行射を中断して、再度打起しをすること。
- 失権 : 行射について判定。行射の権利を失う。
- 射遅れ : 所定の時刻・場所にいない場合。
- 失格 : 出場資格について判定。出場資格を失う。

【読み方】

弓道着 :	きゅうどうぎ
弓道衣 :	きゅうどうい
胴衣 :	どうい
半筒袖 :	はんつつそで
袴 :	はかま
白足袋 :	しろたび
和服 :	わふく
着物 :	きもの

【関連事項による考察】

別紙22条③

四つ矢のさばき方

[1] 弓道教本第一巻より (P183)

競技の場合、四つ矢をもって射位に進んで一手をとる場合は、跪座して脇正面に向きを変えたん前の射手の右側に弓を倒し（末弭を床につけ）、四つ矢を体の前方におき、そのうち一手をとって弓を矢の内側に立て矢を番える。

写真説明

- ①脇正面に向き変わるとともに弓を倒して（末弭を床につけ）四つ矢を体の前方におく。
- ②四つ矢のうち一手の筈を持つ。
- ③筈を持ったまま体の右脇に運ぶ。
- ④射付節または板付を持って右手拳を腰の辺におく。
- ⑤弓を体の中央に立て矢を番える。

[2] 弓道誌掲載の改訂増補・弓道教本第一巻の質疑応答より

（補足：四つ矢のさばき方は、教本制定時（S28）ではなく、改訂増補（S46年）から追加された）

1) 質問：（弓道誌S47.12月号P26・H19.11月号P31小笠原清信先生の回答）

P183写真(3) 筈を持ったまま体の右側に運ぶ方法は蝶をしているのでやりにくいから

(イ)羽の本矧 (ロ)四ツ矢の時一手だけ置き他はそのまま持って腰に戻す方法はどうであろう。

答：

教本は五段、鍊士程度を対象としたもので本来このような事（四ツ矢）は示す必要は無かつたが多くの質問があり附記した。原則的には筈をもってひきよせるのでそのままとりあげた。
学生などには段階に応じて打合せてほしい。

2) 教本の内容について（弓道誌S47.12月号P26・H19.11月号P32）小笠原清信先生の見解

注意したいのは、また今度の講習会でこう変ったと云う事が間々あると聞くがそのようなことは全く無い事で、もの変更せざるを得ない場合はこの誌「弓道」か或は公の報告として地連会長宛に発表した後に改訂になると理解してもらいたい。従って教本を文字通り解釈することが第一である。この意味を含み文字的誤り又誤解を招きそうな文章は改訂を重ね万全期したい。

[3] 弓礼・弓法問答集より (P2)

1) 質問：

立射で四つ矢のさばき方を教えてください。

答：

四つ矢を持ったまま足踏みをして身体の前面に板付きを中心にして置き、一手を持って矢番えをします。

※競技規則改定委員会見解：

講師研修会などの申合せ・問答集での取決め・競技規則への織込みなどをすることは可能と判断する。ただし、地連報告・弓道誌掲載などによる公知が必要である。

(弓道誌S45.7月号P16・H19.5月号P11に掲載の弓道場の設備と管理より。小笠原清信先生)

- 射位：射位は、弓射る場である。
- 本座：射位に進む控えの位置である。・・・昔、戸外の場は「射むしろ」を縦に2枚敷き、的に近い方が射むしろといい、後を式退所と称した。この式退にあたるのが本座である。

※競技規則改定委員会見解：

射 位 : 行射する場所。
本 座 : 射位に進む控えの位置。] と、表現する。

① 教本P60：射を行う態度の項（昭和28年より）

- ・女子は、優雅のうちに、容姿凜然たること。
- ・男子は、威儀正しく、質実剛健、從容典雅であること。

② 教本P65・66写真

- ・男子は、腰板があり股立が深い。
- ・女子は、腰板がなく股立が浅い。

③ 教本P190

袴は、襷高の袴を着用するのがよい、行燈袴の着用は好ましくない。

④ H12競技規則・第24条解説

袴は、男子は腰板があるもの、女子は腰板のないものが一般的である。

※競技規則改定委員会見解：

袴は、男子は腰板があるもの、女子は腰板のないものとする。 ⇒ 上記④の一般的に戻す。
(現在、女子の袴は腰板のないものが定着していると判断したい。)